

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 議事録

■日時 令和4年1月25日（火）午前11時00分～午前11時53分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

(1) 「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動及び土壌汚染・廃棄物共通に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(3) 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(4) 「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (1 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	北清掃工場建替事業	令和3年12月9日
	(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業	令和4年1月6日
2 事 後 調 査 報 告 書	豊洲新市場建設事業(千客万来施設の工事の施行中その2)	令和3年11月18日
	府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線(府中市西原町二丁目～国立市谷保間)建設事業(工事の施行中その3)	令和3年11月19日
	株式会社昭和石材工業所古里鉱業所採掘区域拡張事業(工事の施行中その6)	令和3年12月1日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間)建設事業	令和3年12月7日

令和3年度「東京都環境影響評価審査会」第11回総会
速 記 録

令和3年1月25日（火）
Webによるオンライン会議

(午前 11 時 00 分開会)

○下間アセスメント担当課長 おはようございます。本日も御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 20 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 11 回総会の開催をお願いいたします。なお、本日は傍聴の申出がございませう。それでは、会長、よろしくお願ひします。

○柳会長 分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 11 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 4 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は第二部会で審議していただきましたので、その結果について宮越第二部会長から報告を受けることとします。よろしくお願ひします。

○宮越第二部会長 それでは、報告をさせていただきます。資料 1 を御覧ください。はじめに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長

令和 4 年 1 月 25 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年7月20日に「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、次の表に付けております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次の指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

騒音・振動の予測では、最大値出現地点が中高層住宅等に近接する北側境界付近となることから、防音シート等の採用や建設機械の配置、台数を詳細に検討するなど環境保全のための措置を徹底し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。

【土壌汚染、廃棄物 共通】

本事業では、形質変更する敷地の一部で土壌汚染が確認されており、拡散防止措置を講じるとしている。

工事の施工に際しては、掘削時の拡散防止等十分な環境保全措置を講じること。また、事後調査において汚染状況、周辺環境への影響及び対策実施状況について詳細な報告を行うとともに、汚染範囲外の発生土等の再資源化状況について報告すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について報告します。

本事業は、北区王子一丁目で操業しております「独立行政法人 国立印刷局王子工場」の敷地の一部を北区に譲渡するため、一部の建物を建替えにより更新し、譲渡予定敷地に現存する建物の解体を行うものでございます。

事業の種類は「工場の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年7月20日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読頂きました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び関係区長である北区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなく開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明します。

【騒音・振動】の意見ですが、計画地北側には、敷地に近接して中高層住宅が存在するなど多くの建物がありますが、建設機械による騒音・振動の最大値が北側境界付近に出現することから、環境保全のための措置を徹底し、工事騒音の低減に努めることを求めるのでございます。

【土壌汚染、廃棄物 共通】の意見ですが、形質変更する敷地の一部では、既に土壌汚染が確認されておりますが、汚染状況調査の途中であるため、土壌汚染の拡散防止策や汚染範囲外の建設発生土などの再資源等については明確な記述がありません。このことから、工事施工の拡散防止など保全措置を徹底することと、地下水モニタリングなども含めた土壌汚染対策の状況、発生土などの資源化の状況を、事後調査において詳細に報告を求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

3 東環審第 56 号

令和 4 年 1 月 25 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲一郎

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案について答申

令和 3 年 7 月 20 日付 3 環総政第 273 号（諮問第 525 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読した案文と同じです。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案

○柳会長 次に、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、

宮越第二部会長から報告を受けることとします。それではよろしくお願いいたします。

○宮越第二部会長 では、御報告させていただきます。まず、資料2を御覧ください。はじめに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長 朗読します。

令和4年1月25日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は御覧のとおりです。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次の指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても昼間・夜間共に環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

以上でございます。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について報告します。

本事業は、東京都千代田区内幸町一丁目1番1号他に、オフィス、宿泊施設、商業及び駐車場等を含む高層建築物を建設するものです。対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年6月29日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、関係区長である千代田区長、中央区長、港区長から意見が提出されております。なお、都民からの意見書の提出はありませんでした。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について説明します。

【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値が環境基準を超過し、寄与率も高いことから、事業の実施に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互とも連携して、大気質への影響の低減に努めること、また、同時進行する隣接計画の工事用車両や関連車両の予測が一部含まれていないことから、隣接する開発計画のそれらを含めた予測を行うことを求めるものでございます

【騒音・振動】の意見ですが、現況においても計画地内で昼間・夜間共に環境基準の超過が見られること、また、同時進行する隣接計画の工事用車両の予測が含まれていないことから、隣接する開発計画の工事用車両を含めた予測を行うとともに、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互とも連携して道路交通騒音の低減に努めることを求めるものでございます。

【風環境】の意見ですが、評価書案では防風対策を講じても周辺に領域Cが残っていることから、中高層市街地ではあるものの、日比谷公園や複数の駅に隣接し、歩行者も多い地域であることから、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じることを求める

ものでございます。

【景観】の意見ですが、計画建築物のファサードデザインなどによっては、隣接計画を含めた計画建築物が巨大な屏風のようにになってしまう可能性もあり、本計画の高層棟の配置に多少の変化があるとはいえ、都内の代表的な景観となっていくことも踏まえると、今後の計画の深度化に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように、隣接する計画建築物との調和を図りつつ、隣接する計画建築物相互が引き立つ景観の形成に努めることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

3 東環審第 57 号

令和 4 年 1 月 25 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案の答申について

令和 3 年 6 月 29 日付 3 環総政第 174 号 (諮問第 521 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読した案文と同じです。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案

○柳会長 次に、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、同じく第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることとします。それではよろしく願いいたします。

○宮越第二部会長 では、資料3を御覧ください。はじめに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長 朗読します。

令和4年1月25日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について

検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表を見ていただければと思います。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次の指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

以上でございます。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について報告します。

本事業は、東京都千代田区内幸町一丁目1番6号他に、オフィス、宿泊施設、商業、ホール及び駐車場等を含む高層建築物を建設するものです。対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年6月29日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書が1件、また、関係区長である千代田区長、中央区長、港区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について説明します。

【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値が環境基準を超過し、寄与率も高いことから、事業の実施に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互とも連携して、大気質への影響の低減に努めること、また、同時進行する隣接計画の工事用車両や関連車両の予測が含まれていないことから、隣接する開発計画

のそれらを含めた予測を行うことを求めるものでございます

【騒音・振動】の意見ですが、現況においても計画地内で夜間の環境基準の超過が見られること、また、同時進行する隣接計画の工事用車両の予測が含まれていないことから、隣接する開発計画の工事用車両を含めた予測を行うとともに、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互とも連携して道路交通騒音の低減に努めることを求めるものでございます。

【風環境】の意見ですが、評価書案では防風対策を講じても周辺に領域Cが残っていることから、中高層市街地ではあるものの、日比谷公園に直結するとともに複数の駅にも隣接し、歩行者も多い地域であることから、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じることを求めるものでございます。

【景観】の意見ですが、計画建築物のファサードデザインなどによっては、隣接計画を含めた計画建築物が巨大な屏風のようにになってしまう可能性もあり、日比谷公園に直結するなど都内の代表的な景観となっていくことも踏まえると、今後の計画の深度化に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように、隣接する計画建築物との調和を図りつつ、隣接する計画建築物相互が引き立つ景観の形成に努めることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

3 東環審第 58 号

令和 4 年 1 月 25 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲一郎

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案の答申について

令和3年6月29日付3環総政第175号(諮問第522号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読した案文と同じです。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案

○柳会長 次に、「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、同じく第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることとします。それではよろしく願いいたします。

○宮越第二部会長 では、資料4を御覧ください。はじめに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長 朗読します。

令和4年1月25日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表はご覧のとおりです。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次の指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うこと

もに、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

以上でございます。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について報告します。

本事業は、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号他に、オフィス、宿泊施設、商業、ウェルネス促進施設及び駐車場等を含む高層建築物を建設するものです。対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年6月29日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書が1件、また、関係区長である千代田区長、中央区長、港区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催しておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価

書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について説明します。

【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値が環境基準を超過し、寄与率も高いことから、事業の実施に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互とも連携して、大気質への影響の低減に努めること、また、同時進行する隣接計画の工事用車両や関連車両の予測が含まれていないことから、隣接する開発計画のそれらを含めた予測を行うことを求めるものでございます

【騒音・振動】の意見ですが、現況においても計画地内で夜間の環境基準の超過が見られること、また、同時進行する隣接計画の工事用車両の予測が含まれていないことから、隣接する開発計画の工事用車両を含めた予測を行うとともに、事業の実施に当たっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互にも連携して道路交通騒音の低減に努めることを求めるものでございます。

【風環境】の意見ですが、評価書案では防風対策を講じても周辺に領域Cが残っていることから、中高層市街地ではあるものの、内幸町駅に直結し、日比谷公園にも隣接するなど、歩行者も多い地域であることから、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じることを求めるものでございます。

【景観】の意見ですが、計画建築物のファサードデザインなどによっては、隣接計画を含めた計画建築物が巨大な屏風のようにになってしまう可能性もあり、都内の代表的な景観となっていくことも踏まえると、今後の計画の深度化に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように、隣接する計画建築物との調和を図りつつ、隣接する計画建築物相互が引き立つ景観の形成に努めることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

3 東環審第 59 号

令和 4 年 1 月 25 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲一郎

「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案の答申について

令和 3 年 6 月 29 日付 3 環総政第 176 号 (諮問第 523 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読した案文と同じです。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 受理関係について御報告申し上げます。お手元の資料 5 を御覧ください。1 月の受理報告は環境影響評価書 2 件、事後調査報告書 3 件、着手届 1 件を受理しております。

それでは、19 ページの「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響書との関連」という資料を御覧ください。北清掃工場建替事業につきましては、令和 3 年 12 月 9 日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明いたします。

評価書案は令和 2 年 10 月 30 日の第 6 回総会で諮問され、令和 3 年 6 月 29 日の第 4 回総会において知事に答申に答申されております。当資料は評価書案、審査意見書、環境影響評価書との関連について提示してございます。

「大気汚染」の意見として、計画地周辺には学校や住宅が近接していることから、工事施行中の粉じんの飛散防止について、環境保全の措置を徹底すること。また、粉じんの飛散防止対策並びにダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への周知・説明を十分に行うこととの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、焼却炉設備解体時の汚染物拡散防止対策、並びに既存建築物等解体時の粉じん及び騒音・振動対策について、解体工事の内容を追記・修正、工事の施行中における粉じん及び騒音・振動対策について、事業実施に当たって地域住民に周知・説明することを追記。また、環境保全のための措置に、既存建築物及び煙突外筒について、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用すること、及び工事関係者に散水やシートによる養生など粉じん発生防止の取組を周知徹底することを追記したとのことです。

「騒音・振動」につきましては、2つありまして、1つ目の意見としまして、工事の施行中における騒音・振動については、計画地に近接して住宅があり、特に解体工事に伴う振動への影響が懸念されることから、適切な騒音・振動対策等について、周辺住民への十分な周知・説明を行うとともに、さらなる環境保全のための措置を検討することとの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、工事の施行中における粉じん及び騒音・振動対策について、事業実施に当たって地域住民に周知・説明することを追記。また、環境保全のための措置に、既存建築物及び煙突外筒について、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用すること、及び運転手等の関係者に車両の走行ルートの限定、安全走行など騒音・振動低減の取組を周知徹底することを追記したとのことです。

2つ目の意見としまして、計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても全ての地点で環境基準を超えていることから、工事用車両やごみ収集車両等の走行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めることとの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、環境保全のための措置に、運転手等の関係者に車両の走行ルートの限定、安全走行など騒音・振動の取組を周知徹底することを追記したとのことです。

「土壌汚染」の意見として。土壌汚染対策法第4条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の施行前より管理してきた汚染土壌封じ込め槽については、計画地内の地下水流動の状況を踏まえた上で、封じ込め槽の影響を把握できる地点において、現在においても機能が維持されていることを確認するための十分な調査を実施するとともに、工事の完了後においても地下水のモニタリングを定期的に行うなど機能が維持されるよう適切に

管理することの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、事業の実施に当たっては、地下水流動の状況を踏まえ、封じ込め槽周縁に観測井を設置し地下水質の定期測定を行っていくことを追記したとのことです。

「地盤、水循環 共通」の意見として、住宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施工中及び施工後の一定期間において、地下水位及び地盤変位のモニタリングを適切に実施し、地盤沈下の未然防止を図ること。また、モニタリング等、環境保全のための措置の実施に際しては、過去の建替え工事時に得られた知見を活用することの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、環境保全のための措置に、既存施設の建替工事事例も配慮し、ディープウェル等及びリチャージウェル等の設置により周辺地下水の水位及び流況への影響を防止することを追記した。また、地下躯体工事完了後から一定期間、地盤変形測量により地盤面の変位を測定することを追記したとのことです。

最期に「景観」の意見として、既存建築物は、「北区景観百選」に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることに鑑み、計画建築物のデザイン検討の際には、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえるとともに、地域関係者と十分な協議・調整を重ねた上で、評価の指標との整合を図ることの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、環境保全のための措置に、計画建築物の外観意匠については、北区と十分に協議・調整を行うことを追記したとのことです。

次に、21 ページの「〔(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業〕環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」という資料を御覧ください。

「(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業」につきましては、令和4年1月6日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明いたします。

評価書案は、令和3年3月24日の第11回総会で諮問され、令和3年8月20日の第6回総会において知事に答申されております。当資料は評価書案、審査意見書、環境影響評価書との関連について提示してございます。

一番上の「廃棄物」の意見として、計画建物の建設に伴う廃棄物については、廃棄物の種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、評価の指標に適合するとしているが、再資源化率については指標との乖離があることから、適合するとした根拠を明らかにした上で、事後調査において発生量、再資源化量等を詳細に報告することの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、建設廃棄物の再資源化率が評価の指標に適合する根拠として、分別を徹底し、再資源化可能な中間処理施設において処理、再資源化を行うことを追記。また、工事施工中の廃棄物排出量、再資源化量等について明らかにし、事後調査報告書において報告することを、環境保全のための措置に追記したとのことです。

2 番目の「温室効果ガス」の意見として、環境保全のための措置に挙げられているバイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策については、温室効果ガスの削減に有効な対策と期待されることから、導入の結果と具体的な効果を検証するため、事後調査において詳細に報告することの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、環境保全のための措置に、施設の稼働に伴うエネルギー使用量、二酸化炭素の発生及び削減の量について明らかにし、事後調査報告書において報告することを追記したとのことです。

なお、12 月の受理報告に係る助言事項に対する事業者回答及び 1 月の受理報告に係る助言事項についてですが、今回の総会ではございません。

以上、説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの受理関係について何か御発言があればお願いします。——よろしいでしょうか。

それでは、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

そのほか、何かございますか。——特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午前 11 時 53 分閉会)